

障害者 福祉バス 利用のしおり

ver.13:2022年6月1日より適用

【変更点】

運行に要する燃料代(参考)の燃費(目安) 軽油 3 km/ℓ → 2 km/ℓ

…利用のしおり 2P 3. 利用者の負担参照

※運行実績に基づき変更

1. 運行区域、運転手

運行区域は、運行要綱に規定する運行時間(福祉センター発着 8:30~17:00)の範囲内で日帰りが可能な区域(県外を含む)、及び1泊までの行程で運行が可能な区域(発着時間は運行時間の範囲内とする)とします。注)発時間には、センターからの乗車開始時間を含める。

利用者が↓	バス利用対象 団体 ※詳細は、次ページ「2. 利用の対象」を参照				
日帰り	運転手		福祉センター手配 運転手		
	バス利用料		無料		
	利用者負担費用 (利用に伴う実費相当分)	①燃料代* ②有料道路の通行料 ③駐車場代 ④フェリー料金 ⑤その他臨時に必要な費用等	利用者負担要		
	運転手の日当		不要		
	運転手の食事		不要		
	利用後のバス清掃		ごみの始末をお願いします		
	1泊2日	運転手		福祉センター手配 運転手	
バス利用料		無料			
利用者負担費用 (利用に伴う実費相当分)		①燃料代* ②有料道路の通行料 ③駐車場代 ④フェリー料金 ⑤その他臨時に必要な費用等		利用者負担要	
		運転手も 宿泊を 伴う場合	⑥宿泊手当	不要	
			⑦運転手の宿泊関係 費用 (利用者側にて、手配・支払対応等 お願いします)		利用者負担要
			⑧運転手の食事	1日目 昼	不要
1日目 夜 2日目 朝 と 昼		利用者負担要 (利用者側にて、手配・支払対応等 お願いします)			
運転手は宿泊しない場合		運転手の食事	不要		
運転手の日当		不要			
利用後のバス清掃		ごみの始末をお願いします			

2. 利用の対象

利用対象者は、次に掲げる **県内の障害者団体**とします。

但し、営利目的の場合は、利用できません。

尚、**団体とは、おおむね 10 名以上**(団体構成人数 かつ 利用申込時の利用人数)とします。

■ 下表の番号①②に該当する「障害者」*1が、団体全体のおおむね 25%

(障害者 1:他 3)以上、ご利用される事。

注)利用申込時に、「障害者」*1を証明できる 各手帳・書類の写し等の提示が必要

尚、団体を証明できる団体規約・会則の有無は問いません。(=会則等は不要)

番号	障害者*1 条件
①	「身体障害者手帳」 「療育手帳」 「精神障害者保健福祉手帳」 所持者
②	「障害福祉サービス受給者証」 「障害年金受給証明書 又は 通知書」 「 特定医療費(指定難病)受給者証 」 「自立支援医療受給者証」 「特別児童扶養手当証書」 「特別支援学校の学生手帳」 「医師の診断書 但し、高次脳機能障害・発達障害・障害者総合支援法の対象疾病 (難病等)に限る」 のいずれかを提示した者

3. 利用者の負担

利用者は、利用に伴う実費相当分として、次に掲げる経費を、負担するものとします。

尚、負担の方法は、利用者が必要の都度、直接、支払うものとします。

①運行に要する燃料代(バス返却時には、満タンの状態で返却すること)

(参考) 但し、エンジンアイドリング状態でのバス待機等にて、目安単価を超える場合もあります

	燃費(目安) (①)	参考走行距離 (②)	燃料必要量 ③(②÷①)	燃料単価(税10%込) 目安(④)	燃料代(税込) ⑤(③×④)
軽油	2km/ℓ	200km	100ℓ	132円 ~ 155円	13,200円 ~ 15,600円
★走行1km当たりの燃料単価(税込)(⑤÷②)⇒					目安 80円 /km

②有料道路の通行料(車種区分:特大車)

③駐車場の使用料

④フェリー料金 (幅:249 cm、長さ:1,199 cm、高さ:353 cm、総重量:15,835kg)

⑤その他臨時に必要な費用 等

尚、詳細は、前述 1pの「1. 運行区域、運転手 等」の表を、参照してください。

4. 利用の手続

「利用申込書」の提出の際、必ず、「利用者名簿」を添付してください。

(名簿には、氏名、障害者の利用有無、緊急時の連絡先、備考欄への車イス利用等の記入をしてください)

注 1) 利用承認後に、車両の故障、災害など運行に支障をきたした場合や、利用条件(障害者数要件)を満たさないことが判明した際には、ご利用当日でも承認を取り消す(運行を中止する)ことがありますので、予めご了承ください。

注 2) 福祉センターからの乗降が無く、指定場所での発着となる場合について、福祉センター発 8:30 同センター着 17:00 を基準にした運行時間の厳守をお願いします。

*例:福祉センターから指定場所までの所要時間が、1 時間かかる場合、指定場所からの乗車は 9:30 以降、また、指定場所着は 16:00 迄 となります。

尚、運行時間が、基準を超えると見込まれる場合には、当日でも、行程の変更をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

注 3) 福祉センターは、利用承認の取り消し、及び、行程変更等に関して、一切の責任を負いません。

注 4) 運行時間の延長について、次に掲げる目的の場合に限り、延長を認める場合もありますので、予約の前に、福祉センターにご相談ください。

当センターにて検討の上、後日、時間延長の可否結果をお伝えしますので、余裕をもった事前の相談をお願いします。

■近県で開催される 事業(会議、研修会、競技大会)に参加。

但し、利用団体以外が主催の 障害者団体に関わる事業、かつ、利用団体では、開催日時の選択(コントロール)ができない事業 に限定します。

尚、ご予約時に、該当事業に関わる資料「主催団体からのリーフレット等」の提出(必須)をお願いいたします。

◎延長 可能例) 但し、延長時間数によっては、延長できないケースもございます

・利用団体以外が主催の 近県の「障害者スポーツ大会」、「障害者を対象とした研修会」

×延長 不可例)

・工場見学、レジャー施設への送迎等 利用団体側で、時間選択が可能な事業

尚、その場合は、一泊利用にてのご検討をお願いします

5. 事故の責任について

尚、ここでの事故とは、交通事故に限らず、物事の正常な活動・遂行を妨げる不慮の事態をいいます。

(1) 運転中以外の事故の場合は、全て利用者の責任とします。

(2) 運転中の事故の場合は、

運転手の重大な過失による事故以外については、利用者の責任とします。

6. 乗車定員

固定座席 29 名 + 補助席 2 名 + 車椅子席 6 名 = 計 37 名(運転席を除く)

7. 利用人員

障害者福祉バスの効率的利用、及び 運行目的を考慮し、1回につき

最低 10 名、最大 37 名とします。

(※添乗・介助者も含みます。最大定員の内、6 席は、自己手配の車椅子を固定しての乗車となります)

8. 利用回数

障害者福祉バスの利用回数については、より多くの障害者が広く利用できるよう、1 団体につき、年間の回数制限を行うことがあります。

9. 介助者の同乗

運転手は原則、直接の介助を致しませんので、介助が必要な方が利用の際は、必ず介助者の同乗をお願いします。

10. 利用者の責務

(1) 利用後のごみの始末については、利用者が責任をもって行ってください。

尚、詳細について、前述 1p「1. 運行区域、運転手等」の表を参照してください。

(2) 乗降中及び運転中は、運転手の指示に従ってください。

(3) 補助犬を除く他の動物(ペットなど)は、原則として乗せないでください。

(4) 利用の際は、万が一に備えて旅行保険への加入(任意/利用者手配)をお勧めします。

11. 運行計画

運行計画をたてる際は、できるだけ余裕を持って無理な計画をたてないようお願いします。

利用申込書の受理後も、運行計画に無理があると判断した場合には、運行計画の変更をお願いします。

利用のしおり(補足)

1. 申込の受付は、利用日の **12ヶ月前の同日から、利用月の前月 20 日 迄**です。
 - ・受付時間： 8:30～17:00（年未年始を除く）
 - ・受付場所： 福祉センター事務所（TEL 087-867-7686）

尚、先着順受付ですが、同時予約となった場合は、抽選にて、1 団体を選定します。
(抽選方法は、センターにて決定します)
2. 使用後の清掃につきましては、以前からご協力をお願いしておりますが、センター以外から乗車される場合は、運転手任せになることが多いようです。
繁忙時期は、連日の使用になることが多いので、次の利用者の方が気持ちよく利用できますよう、1～2 名の方にセンターから乗降車していただき、乗車集合場所の指示や、清掃のご協力をお願いします。
3. 当方による使用前後の点検、使用後の清掃・洗車等の時間、運転手手配の関係で、利用時間（午前8:30～午後5:00、いずれも 福祉センター発着）の厳守をお願いします。

注)発時間には、センターからの乗車開始時間を含める。
4. 無理な行程は、事故防止の点から極力避け、所要時間は、渋滞なども考慮して下見等、十分調べておいてください。
また、県外への利用は、必ず行程の地図、現地の地図を申込書に添付し、スムーズな運行ができるようご協力ください。
特に、大型バスが通行不可能な場合がありますので、その点は、利用者側の責任にて、事前にご確認をお願いします。
5. 事前の予定にない途中乗車、下車はお断りいたします。交通の妨げになりますと同時に、事故の原因になります。
また、送迎時の停車場所、乗車・下車の場合は十分安全な場所をお願いします。
(特に、リフト乗降は、路石などの段差のない場所をお願いします)
6. リフトは、車イスの両輪ブレーキをかけ、手すりを持ち、運転手の見守りのもとで利用してください。
7. リフトは車イス用で、立った状態だと不安定で、非常に危険です。
階段での乗降が難しい等、やむを得ない状態の方に限り、リフトの利用を認めます。
尚、その際は、利用者 1 名につき 介助者 1 名が、必ず同伴し、手すりを持って、運転手の見守りのもとで利用してください。

<その他 お願い>

福祉バスをご利用の際、引率、添乗の方は、次の事項を遵守してください。

1. 利用後の室内清掃について

■ごみの始末(片付け・廃棄)をお願いします。

(尚、詳細に関しては、前述 1pの「1. 運行区域、運転手等」を参照してください)

2. 補助犬を除く、他の動物(ペット等)は、原則として乗せないでください。

3. 乗降中及び運行中は、運転手の指示に従ってください。

注)雨天や積雪・凍結等で、急きよ 中止される場合は、

利用当日の午前7時までに

かがわ総合リハビリテーションセンター 電話 087-867-6008まで

ご連絡ください。 守衛が対応し、運転手に連絡します。

※その他、何かありましたら 8:30～17:00 の間で福祉センター

087-867-7686 まで ご連絡ください。担当職員が対応します。

障害者福祉バス 座席表

2016/4/1~

↑前方↑

入口			運転手	
	(1)	(2)	補助席 ①	(3) (4)
	(5)	(6)	補助席 ②	(7) (8)
リフト	☆車イス 【1】		☆車イス 【2】	
	☆車イス 【3】		☆車イス 【4】	
	☆車イス 【5】		☆車イス 【6】	
	(9)	(10)	(11)	(12)
	(13)	(14)	(15)	(16)
	(17)	(18)	(19)	(20)
	(21)	(22)	(23)	(24)
	(25)	(26)	(27)	(28) (29)

↑後方↑

固定座席 29名 + 補助席 2名
(車イス席以外 = 31名)

+ ☆車イス席 6名 = 合計 37名